

環境省委託事業
令和7年度地域金融機関向け脱炭素社会実現に向けた
TCFD 開示等に基づく戦略策定支援委託業務

【第2回地域金融機関向け気候関連開示ラウンドテーブル】
公募要領

1. 背景について

気候変動による気象災害の激甚化や頻発化、異常な高温、海面上昇等の影響の拡大が予測される中、カーボンニュートラルの実現に向けた取組の加速化は、世界全体の喫緊の課題になっています。2023年に開催された国連気候変動枠組条約第28回締約国会議（COP28）では世界全体の気候変動対策の進捗状況を評価するグローバル・ストックテイクが初めて行われ、1.5℃目標達成のための緊急的な行動の必要性が強調されました。我が国においても、2025年2月18日に、世界全体での1.5℃目標と整合的で、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す、新たな「日本のNDC（国が決定する貢献）」を国連気候変動枠組条約事務局へ提出し、目標達成に向けた取組を進めています。

脱炭素化の進展は、経済・産業・社会の大きな構造転換であり、金融機関においては、融資先企業とともにその「リスク」と「機会」を捉えていくことが求められます。2017年には、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）により、気候変動関連の「リスク」と「機会」に関する情報開示のフレームワークが示され、TCFD提言に基づく情報開示の動きが国際的に広がっています。我が国においても、2021年のコーポレートガバナンス・コードの改訂により、プライム市場上場企業において、TCFD提言又はそれと同等の国際的枠組みに基づく気候関連開示の質と量の充実が求められ、2023年の内閣府令等の改正により、有価証券報告書においてサステナビリティ情報の開示が求められるなど、制度整備が進んでいます。さらに2025年3月には、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）により、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）による国際基準を踏まえたサステナビリティ開示基準が公表され、プライム市場において当該基準に基づく情報開示の段階的な義務化等が検討されるなど、気候関連開示の重要性は一層高まっていくことが予想されます。

こうした背景の下、地域金融機関においても、TCFD提言に基づく情報開示が進展しています。また、中小企業を含めたサプライチェーン全体の脱炭素化の要請が強まる中、金融・非金融サービスの提供を通じた融資先の脱炭素化支援等、情報開示を基礎としたエンゲージメントの動きも広がっています。

一方で、地域金融機関においては、対応する人材確保・体制整備、ファイナンスド・エミッション（FE）の算定・質の向上、規制動向等の最新情報の収集、開示を通じた投資家との対話・エンゲージメント等、共通の課題を抱えている状況です。

第2回地域金融機関向け気候関連開示ラウンドテーブル
公募要領

そこで今般、環境省では、こうした気候関連開示に係る課題・対応について、地域金融機関同士で共有し学びあう場として、地域金融機関向け第2回気候関連開示ラウンドテーブル（以下「本ラウンドテーブル」という。）を開催します。つきましては、本ラウンドテーブルへ参加を希望する金融機関を以下のとおり募集します。なお、本事業に関する事務運営は、環境省から委託を受けた有限責任監査法人トーマツ（以下「トーマツ」という。）が実施します。

2. 開催概要について

（1）開催目的

本ラウンドテーブルは、気候変動に関する情報開示の質の向上及び地域の脱炭素化を進めるため、地域金融機関による議論を通じて、現在抱えている課題や問題意識の整理・解決に繋げることを目的とします。また、参加機関間の議論に加えて、関係省庁および気候変動に関する開示の取組を進めている地域金融機関を招き、テーマに即した講演を行っていただきます。

（2）開催スケジュール

本ラウンドテーブルは下記1日程にて実施します。

開催日程	時間帯（予定）	
	開始	終了
2025年11月17日（月）	14：00	17：30

3. 開催内容・参加対象者について

（1）開催内容

件名	第2回地域金融機関向け気候関連開示ラウンドテーブル
開催日程	2025年11月17日（月）14:00～17:30（計3時間30分）
開催形式	対面による開催
会場	デロイトトーマツ会議室（東京 丸の内 新東京ビル内）
募集形式	公募
募集期間	2025年10月2日（木）～2025年10月24日（金）17：00
募集件数	10機関程度（金融機関単位）
参加対象者	<ul style="list-style-type: none">気候関連開示、FEの算定、投融資先とのエンゲージメント等の実務を担う部署（経営企画、リスク管理、IR、その他サステナブル関連部署等）において、実務を担当する役職員（管理職、担当者）1金融機関あたり1名までのご参加とします。
費用	<ul style="list-style-type: none">参加費：無料 但し、参加にかかる諸費用（交通費など）は自己負担。

(2) プログラム構成

開催当日は、以下のプログラム構成にて実施します。

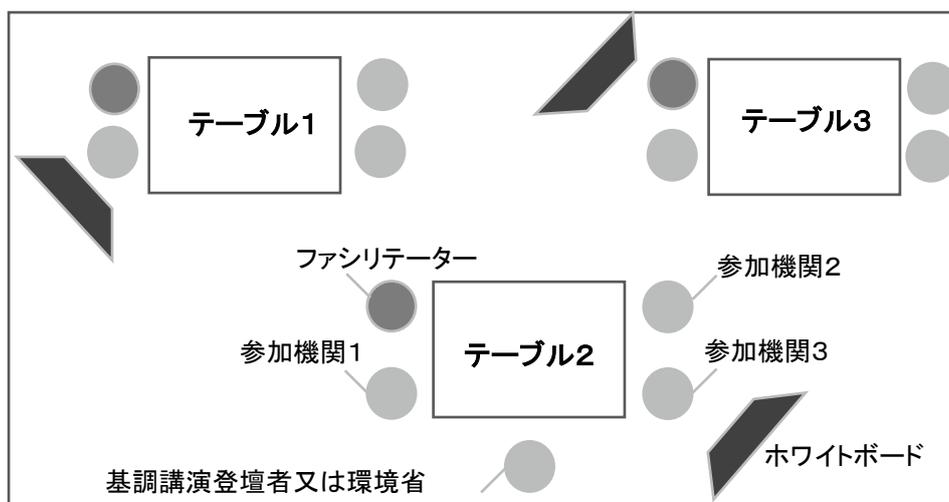
プログラム		所要時間
開会挨拶	環境省 大臣官房 環境経済課 環境金融推進室 課長 平尾 禎秀	5分
基調講演	1 経済産業省 GX グループ 環境金融室	20分
	2 株式会社十六フィナンシャルグループ サステナビリティ統括室課長 土井 宏樹 氏	20分
	3 株式会社群馬銀行 総合企画部 SDGs&ESG 統括室室長 清水 さやか 氏	20分
(休憩)		10分
ラウンド テーブル	ラウンドテーブルのご説明	5分
	1 テーマ：気候関連開示における課題と対応策 シナリオ分析の高度化、移行計画の策定、GHG削減目標等の指標の設定等、気候関連開示を実施してきた上で感じている実務的な課題やその対応策について広く議論を行います。	25分
	2 テーマ：FE 算定の高度化 FE 算定に関する現状の課題と課題解決に向けた取組や、原単位情報の入手方法、中小企業のデータ計測、第三者検証の体制構築、地域・行政との連携に関する取組（工夫）事例等について議論を行います。	25分
	3 テーマ：脱炭素化推進に向けたエンゲージメント 中小企業へのエンゲージメントや、脱炭素化支援の実施における課題や対応策、役員・従業員への気候変動関連の啓発活動等について議論を行います。	25分
テーブル報告	有限責任監査法人トーマツ	20分
全体講評・ 閉会挨拶	環境省 大臣官房 環境経済課 環境金融推進室 企画官 平良 耕作	5分
(ネットワーキング、任意参加)		30分

(3) ラウンドテーブルの進め方

本ラウンドテーブルでは、事務局にて参加機関の各テーブルへの振り分けを行います。

当日は1テーブルにつき3～4機関（計3テーブル程度を設置）が着席の上、1テーブルにつき1人のファシリテーター（事務局）が進行を担当します。また各テーブルには、参加機関に加えて、基調講演に登壇する関係省庁・地域金融機関又は環境省も着席予定です。

(会場イメージ図)



(4) 応募要件

応募者は、次のアからケの要件を全て満たす必要がある。

- (ア) 銀行法に規定する銀行、信用金庫法に規定する信用金庫または中小企業等協同組合法若しくは協同組合による金融事業に関する法律に規定する信用組合等の地域金融機関であること。
- (イ) 気候関連開示や投融资先へのエンゲージメント等を通じて、自機関や地域の脱炭素化を推進する意欲を有していること。
- (ウ) 参加する金融機関名の環境省 WEB サイトへの掲載・公表に同意いただけること。
- (エ) 本事業によって得られた成果や本ラウンドテーブルでの議論内容および金融機関名を報告書に記載し、環境省 WEB サイトへの掲載・公表に同意いただけること。
- (オ) 事業内でのプレゼンテーション等の各種資料は、機密事項が含まれる可能性があることから、参加する金融機関限りの取扱いとすることに同意いただけること。
- (カ) 環境省の記録を目的とする、本事業の様子録画・撮影に同意いただけること。(環境省 WEB サイトへの掲載・公表は想定しておりません。)
- (キ) 本ラウンドテーブル開催後にアンケートにご回答いただき、アンケート調査結果等の環境省 WEB サイトへの掲載・公表に同意いただけること。
- (ク) 次のいずれにも該当しないこと。

参加機関は、参加機関の役員等が、暴力団又は暴力団員でないこと、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていないこと、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないことについて、確約したものとする。

万一、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかに

なった場合は、参加を無効とする。

(ケ)その他、本公募要領に記載されている内容について承諾すること。

(5) 参加機関の選定及び選定基準

募集件数を大幅に超えた応募があった場合には、3.(4)応募要件を満たす金融機関のうち、応募申請書に記載の応募動機等に基づいて、事務局にて参加機関を選定します。

また選定結果は2025年11月上旬を目途に、事務局より全ての応募申請者に速やかに通知します。

4. 応募書類の提出について

(1) 提出書類

参加を希望する地域金融機関は、「応募申請書(資料1-2)」に必要事項を記載し、募集期間内に応募申請書提出先に電子メールにてご提出ください。提出された応募申請書は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。なお、郵送やファックスでの応募申請書の提出は受け付けておりません。

また、提出された応募申請書の記載内容につきまして不明点等がある場合には、事務局より確認のための連絡をさせて頂く可能性がございますので予めご了承下さい。また応募申請書提出後は、募集期間内であれば事務局にご連絡いただき辞退可能です。

(2) 応募申請書の提出方法

「応募申請書(資料1-2)」のWordファイルを添付の上、下記2アドレス宛てに同時にお送りください。メールの件名は下記のとおりご記載ください。

○メール件名

【地域金融機関向け気候関連開示ラウンドテーブル応募申請】○○○○(応募機関名)

○提出先メールアドレス(有限責任監査法人トーマツ 矢吹・中村宛)

① shotaro.yabuki@tohatsu.co.jp

② daisuke.nakamura@tohatsu.co.jp

5. 申込手続き等に関する問い合わせ先

申込手続き等について質問がある場合には、事務局まで電子メールで提出ください。なお、下記2アドレス宛てに同時にお送りください。

○問い合わせ受付期限

2025年10月21日(火)17時00分(2営業日以内を目途に個別でメールにて回答します)

○提出先メールアドレス（有限責任監査法人トーマツ 矢吹・中村宛）

① shotaro.yabuki@tohatsu.co.jp

② daisuke.nakamura@tohatsu.co.jp

6. 免責事項

- (1) 本事業の資料の著作権は環境省およびトーマツに属し、参加機関は非独占的使用権を許諾されるものとする（複製、改変に関しては自己利用のみ可能）。
- (2) 本事業において、環境省および事務局であるトーマツに提供された機関情報および個人情報については、本事業の遂行に必要とされる範囲に限り、環境省およびトーマツが使用することに同意すること。
- (3) 天災等の不可抗力的要因により本事業に著しい支障を与えると判断される場合においては、本事業の実施を延期または中止する場合がある。

以 上